

第1部 意匠登録の要件の改正

・意3条2項(創作容易性水準の引き上げ)

< 関連条文 >

意匠法

(意匠登録の要件)

第3条 (第1項略)

- 2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠(前項各号に掲げるものを除く。)については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

1. 改正の趣旨

我が国の産業におけるデザイン開発力は、昭和34年の現行法制定時に比較すると大幅に向上しており、産業構造の変化に伴って、企業経営においてもデザインの重要性がより強く認識されてきている。

しかし、意匠登録の現状においては、登録される意匠に創作性要件のレベルが低いものが混在することから近接した意匠権も多く設定されており、意匠権を取得しようとした場合に、創作した意匠の保護を実効性あるものとしようとすると、自己の意匠権に近接した他者の意匠権の成立を排除するため、自己の創作意匠の周辺を近似する意匠の出願によって固める防衛的出願に能力をさくことを余儀なくされている状況がある。

今後、我が国の産業が世界市場において製品競争力の優位性を保つために、より高いレベルの意匠の創作に能力を振り向ける新しい高度な競争環境の創出が求められている。そのため我が国の産業の発展に資する創作性の高い意匠の創作を創作性の高いデザインの適切な保護によって促す、新たな保護制度の確立が必要となっている。

このため、意匠法によって保護される意匠の創作性要件の基準を引き上げることを目的として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性を観点としている意匠法第3条第2項の規定を見直して、日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づくとした判断資料の範囲を広げ、日本国内又は外国において公知である意匠と形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作できた意匠も意匠登録を受けることができないものとする旨を明記した。

2．創作容易性の判断基準

2.1 判断主体

創作の容易性を判断する主体は、「その意匠の属する分野における通常の知識を有する者」であり、いわゆる「当業者」である。

2.2 判断の基準となる時点

当該意匠が意匠登録出願された時である。

2.3 意3条2項の「公然知られた」の解釈

「公然知られた（公知）」には「広く知られた（周知）」状態も含まれるが、それぞれに以下のように解される。

(1) 公知

「公然知られた（公知）」とは、不特定多数の者にとって、単に知られうる状態にあるだけでは足りず、現実知られている状態にあることを要する。

(2) 周知

公知のうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い浮かべることができる「広く知られた」状態にある場合を周知という。

なお、「外国において広く知られた（周知）」とは、当該国において周知なことは必要であるが、必ずしも複数の国において周知であることを要しないものとする。また、日本国内における周知性も要しないものとする。

2.4 判断の基礎となる資料

創作容易の根拠となる判断資料は、公知（公然知られた）か周知（広く知られた）かの違い、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合か意匠（物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）かの違いによって整理すると、以下の4種類になる。

(1) 公知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、当該刊行物が頒布されただけでなく、「公然知られた」状態にあるもの。

(2) 周知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

日本国内又は外国において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合。

(3) 公知の意匠

日本国内又は外国において公然知られた意匠

日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠であって、当該刊行物が「公然知られた」状態にあるもの

(4) 周知の意匠

日本国内又は外国において広く知られた意匠。

2.5 意3条2項に規定する容易な創作とは、以下のもの等をいう。

(1) 置換の意匠

「置換」とは、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えることをいう。

公知の意匠（周知の意匠に基づく場合も同様とする。以下同じ。）の特定の構成要素を当業者にとってありふれた手法により他の公知の意匠に置き換えて構成したにすぎない意匠。

(2) 寄せ集めの意匠

「寄せ集め」とは、複数の意匠を組み合わせ一の意匠を構成することをいう。

複数の公知の意匠を当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたにすぎない意匠。

(3) 配置の変更による意匠

公知の意匠の構成要素の配置を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

(4) 構成比率の変更又は連続する単位の数増減による意匠

公知の意匠の全部又は一部の構成比率を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

公知の意匠の繰り返し連続する構成要素の単位数を当業者にとってありふれた手法により増減させたにすぎない意匠。

(5) 「ほとんどそのまま」表したにすぎない意匠

公知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づく場合も同様とする。以下同じ。）をほとんどそのまま物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に表したにすぎないもので、当業者にとって容易に創作できた意匠。

(6) 商慣行上の転用による意匠

非類似の物品の間に当業者にとって転用（注）の商慣行がある場合において、転用された意匠。

（注）「転用」とは、ある物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を異なる物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として表すことだけでなく、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて意匠を創作する過程において、技術的・経済的要因からやむなく行われる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の変更であって、当業者であれば誰でも加えるであろう程度にすぎない変形や、そうした変形がその物品分野において常態化している変形を加えたものを含む。

3. 意3条2項に規定する容易な創作と認められる意匠の類型及びその具体的事例

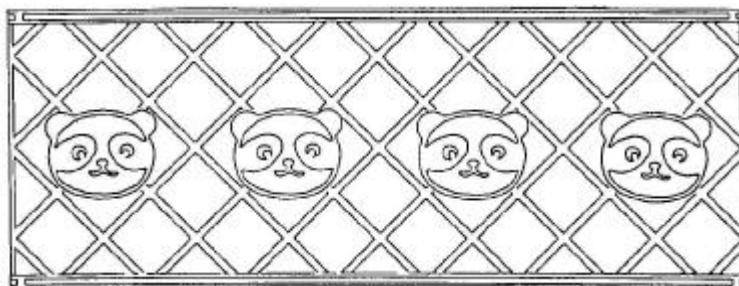
(1) 置換の意匠の事例

【具体的事例1】

当該物品分野において、公知の意匠の装飾板部分を単に他の装飾板に置き換えて構成することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「道路用柵」



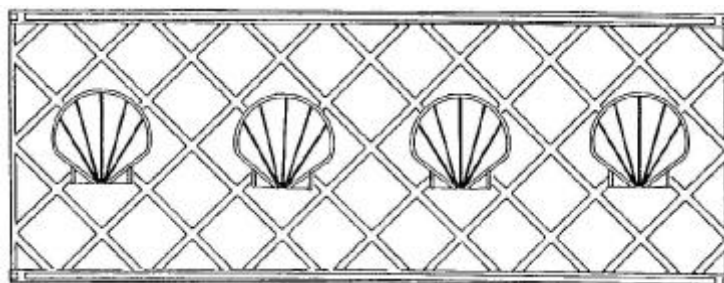
公知の意匠例

「柵用装飾版」



公知の意匠例

「柵」

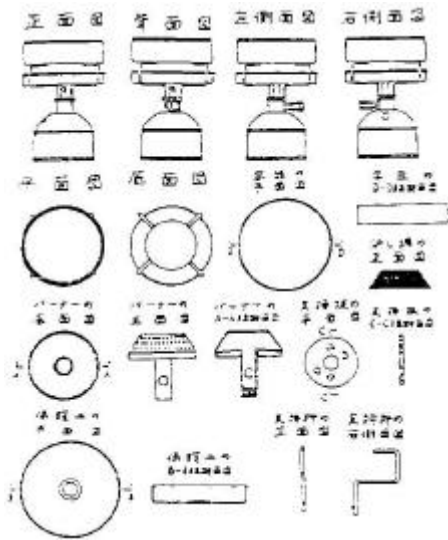


【具体的事例 2】

当該物品分野において、ポンペを変更することは、燃料使用時間に応じて一つの機種で数種のポンペを用意していることが一般に行われている点を考慮すれば、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「ガsstove兼用こんろ」



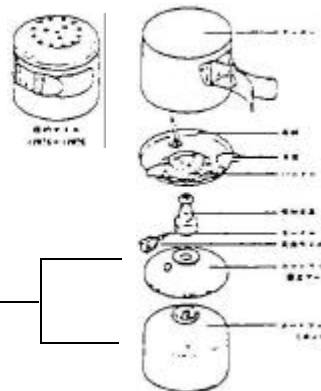
組み替えた（置き換えた）
結果の意匠[予想図]



公知の意匠 1



公知の意匠 2



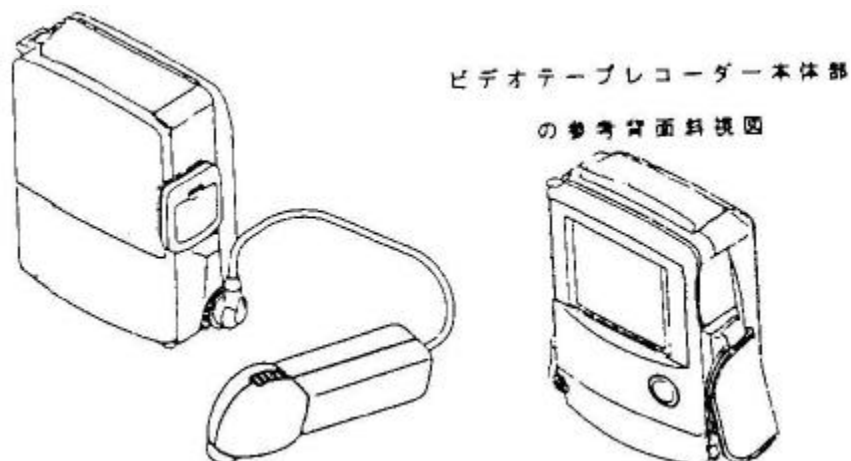
【東京高裁平成 3 年 6 月 3 日判決言渡 平成 2 年（行ケ）第 1 4 8 号】

【具体的事例３】

当該物品分野において、分離可能な部品の形状等を（テレビカメラ）を他の部品の形状等（ビデオカメラ）に置き換えることは当業者にとってありふれた手法である。

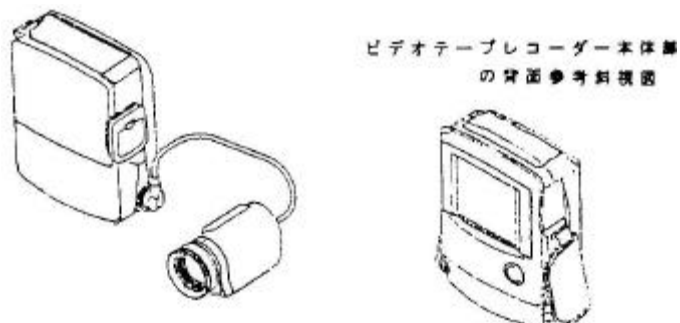
出願の意匠

「ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ」



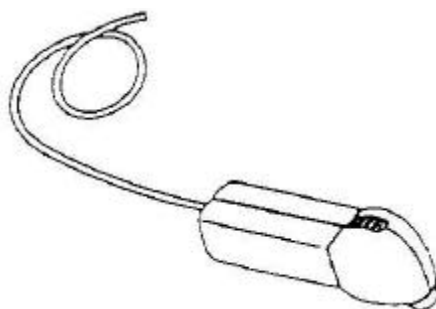
公知の意匠 1

「ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ」



公知の意匠 2

「テレビカメラ」

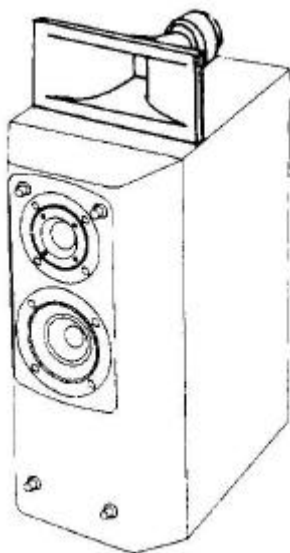


【具体的事例４】

当該物品分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

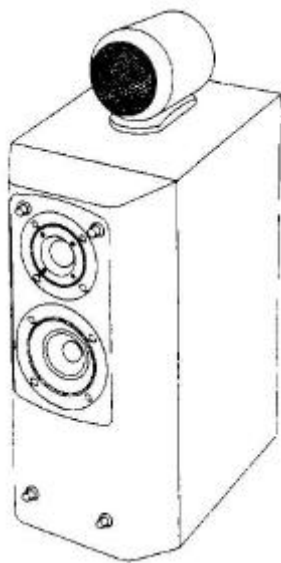
出願の意匠

「スピーカーボックス」



公知の意匠 A

「スピーカーボックス」



公知の意匠 B

「スピーカー」



(2) 寄せ集めの意匠の事例

【具体的事例 1】

当該物品分野（掛け時計の分野）において、様々な具体物等をベースとしてその一部に時計をはめ込むこと、また略円板状ベース部分の中心に時計をはめ込むことは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠例

「時計」

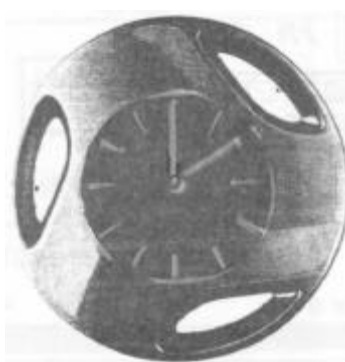
斜視図



平面図



正面図



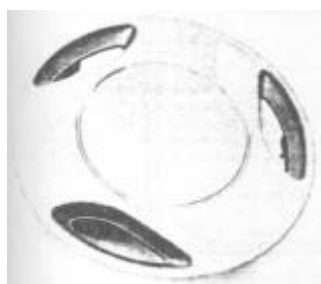
右側面図



意匠の構成要素 1

「自動車ホイールカバー」は公知の意匠である。

斜視図



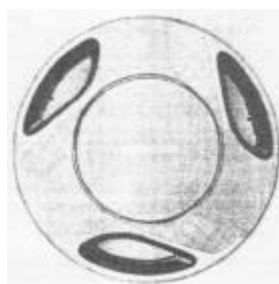
背面図



平面図



正面図



右側面図



意匠の構成要素 2

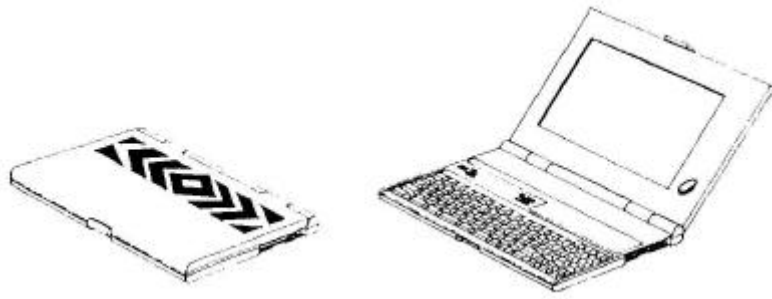
中央にはめ込まれた時計は、周知の意匠である。

【具体的事例 2】

当該物品分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

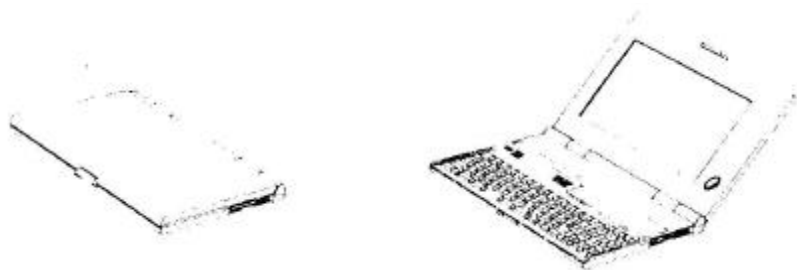
出願の意匠

「電子計算機」



公知の意匠例

「電子計算機」

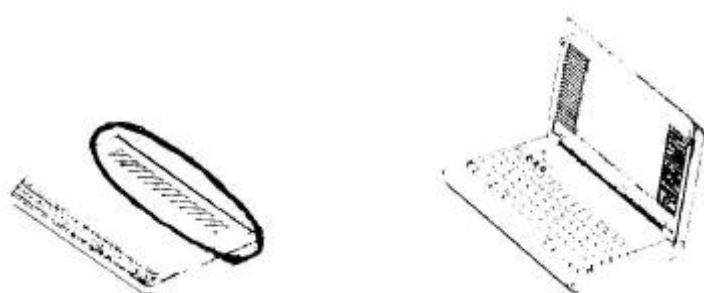


公知の模様の例



模様の施し方のありふれた手法の例

「電子計算機」



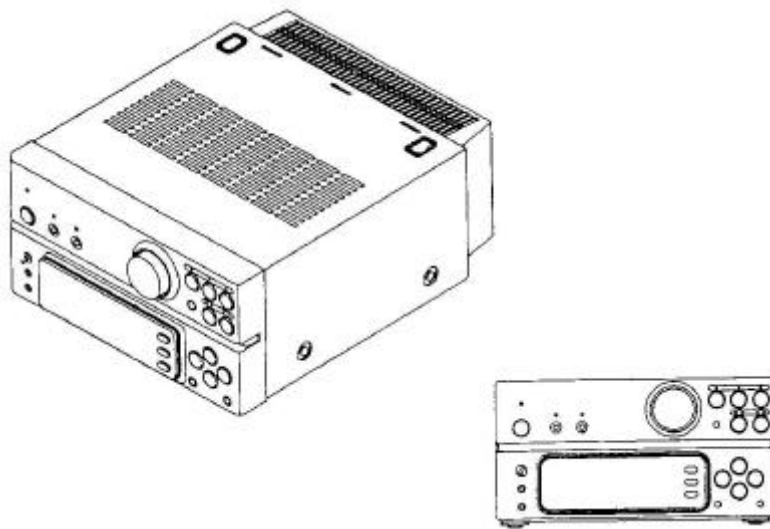
(3) 配置の変更による意匠の事例

【具体的事例】

当該物品分野について、公知意匠の通常使用状態においてイコライザー用表示部と増幅器用操作部の配置を変更することは当業者にとってありふれた手法である。

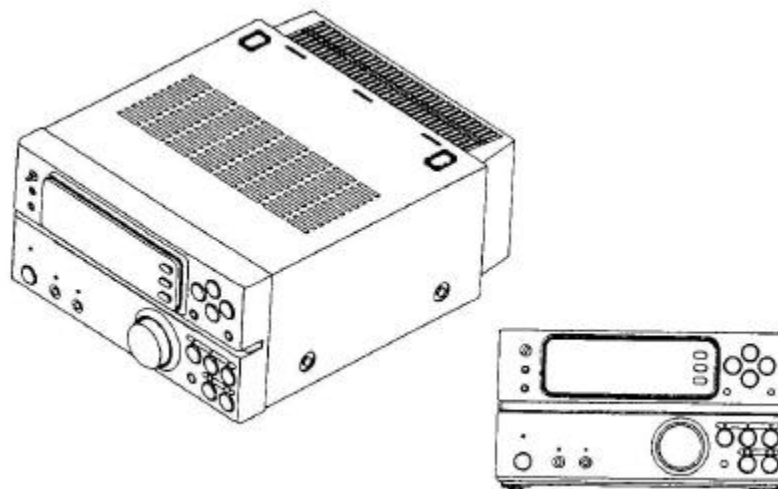
出願の意匠

「イコライザー付き増幅器」



公知の意匠

「イコライザー付き増幅器」



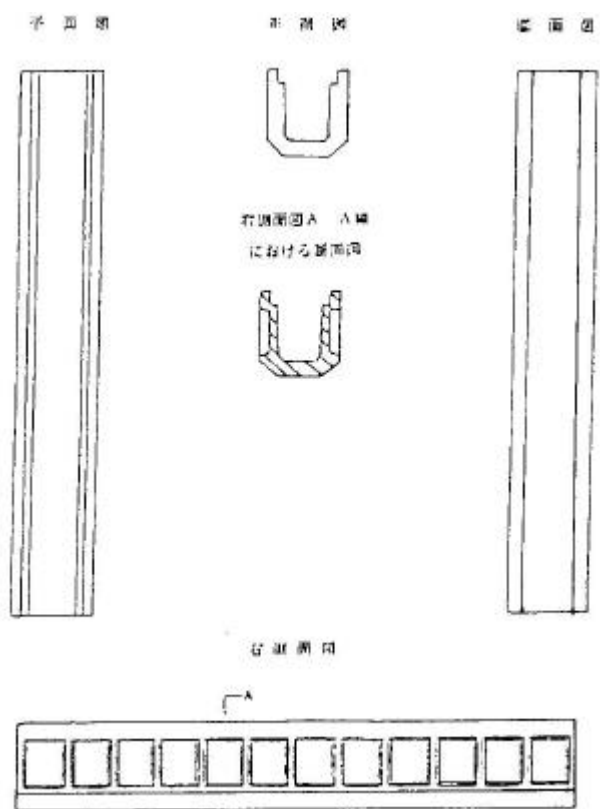
(4) 構成比率の変更又は連続する単位の数が増減による意匠の事例

【具体的事例 1】

同じ断面形状を持つ押し出し成形材や繰り返し連続する側面形状を有する側溝ブロック等の分野において、公知の意匠の繰り返し連続する構成要素の単位数を単に増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

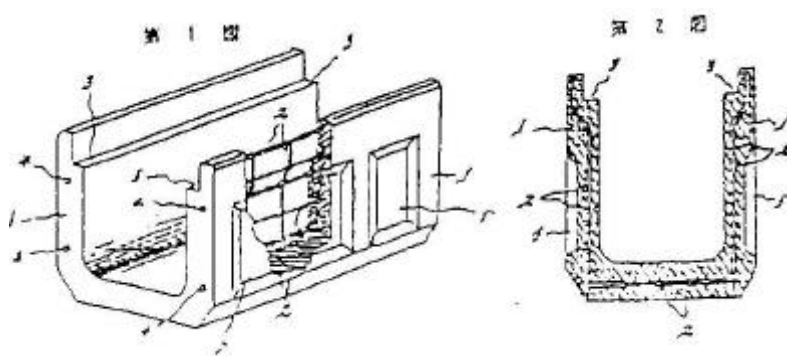
出願の意匠

「側溝用ブロック」



公知の意匠例

「コンクリート製排水側溝」

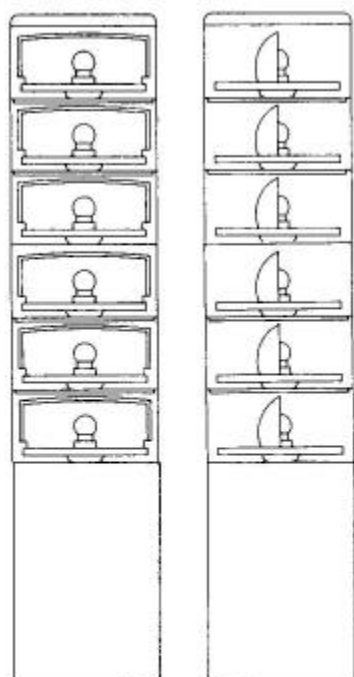


【具体的事例２】

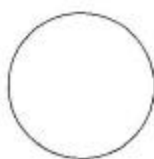
当該物品分野において、警告灯単位体の積み重ねの数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「回転警告灯」の警告灯単位体の
積み重ねの数は６段である

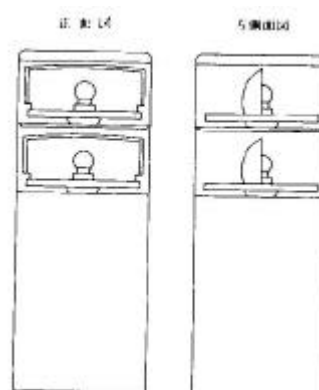


平面図



公知の意匠 A

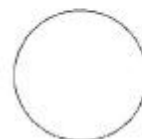
「回転警告灯」の警告灯単位体の
積み重ねの数は２段である



正面図

右側面図

平面図



(5) 「ほとんどそのまま」表したにすぎない意匠の事例

公知の形状や模様に基づく意匠

公知の形状や模様をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

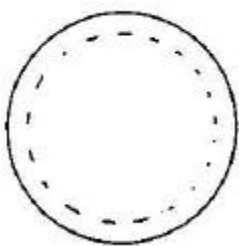
【具体的事例】

当該物品分野において、その先端を様々な幾何的形状とすることは通常行われている手法である。

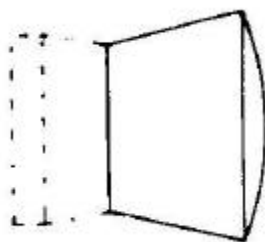
出願の意匠

「レーザー照射機用先端部」(部分意匠)

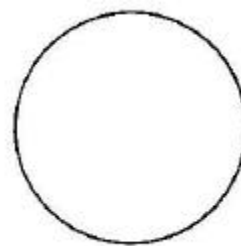
左側面図



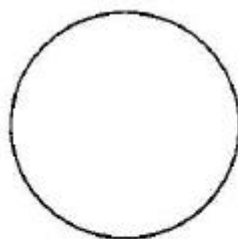
正面図



右側面図



公知の形状 A



自然物並びに公知の著作物及び建造物等に基づく意匠

自然物（動物、植物又は鉱物）並びに公知の著作物及び建造物などの全部又は一部の形状、模様等をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

【具体的事例】

当該物品分野において、文鎮等の形状を植物等の形状に模することとは、通常行われている手法である。

出願の意匠

「ペーパーウエイト」



【容易に創作できたものとはいえない具体例】

以下の「培養土用容器」の態様は、ピーマンの形状をほとんどそのまま表したものとはいえず、この意匠は、容易に創作できたものとはいえない。

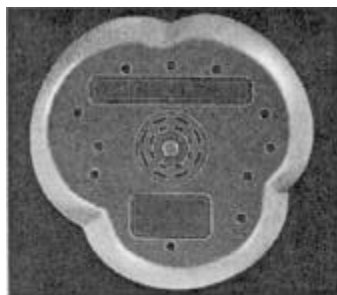
出願の意匠

「培養土用容器」

斜視図



底面図



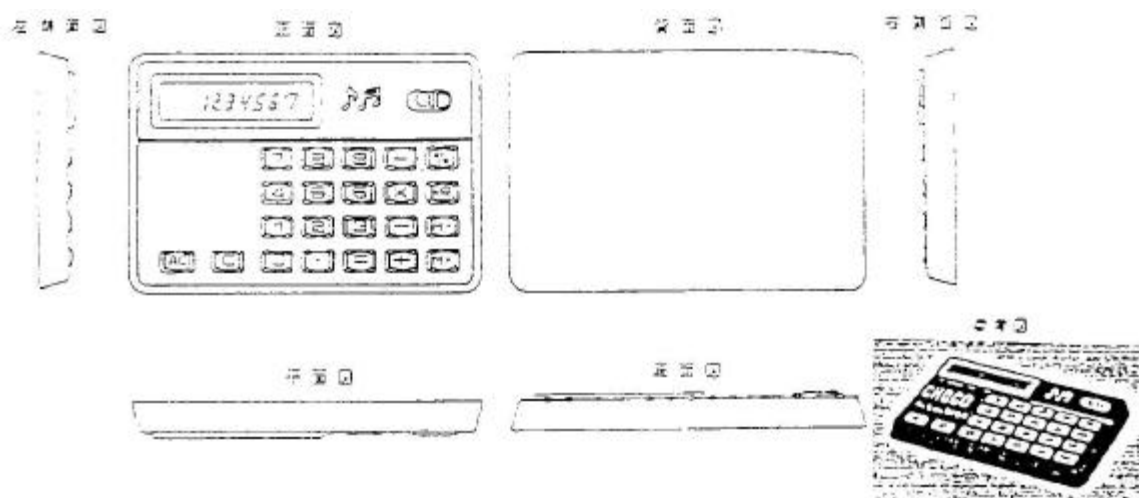
(6) 商慣行上の転用による意匠の事例

【具体的事例１】

当該物品分野において、製造食品の形状を器物又は動植物等の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

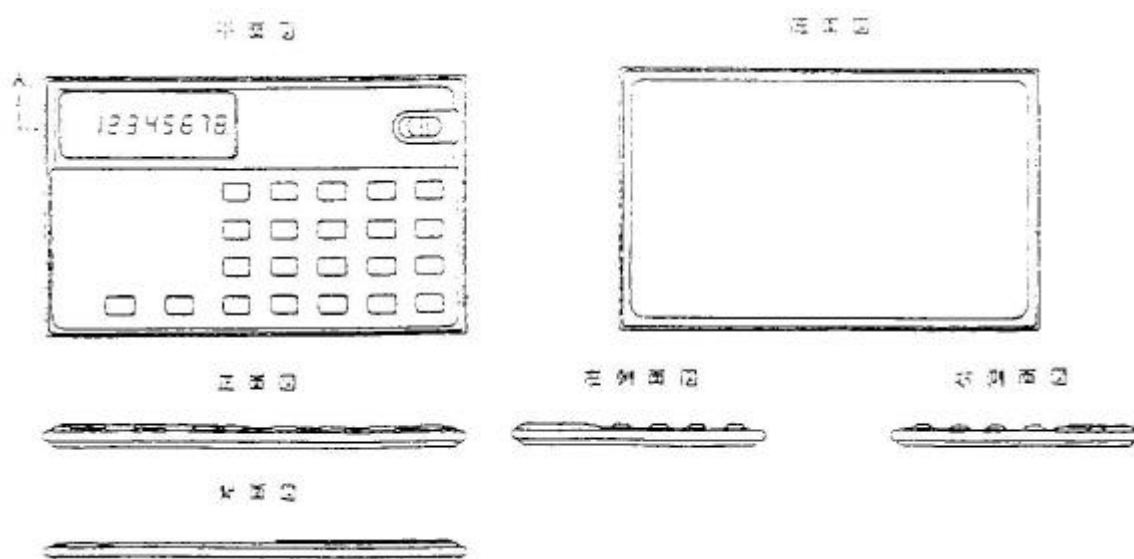
出願の意匠

「チョコレート」



公知の意匠例

「卓上電気計算機」の意匠は公知である。



【具体的事例２】

当該物品分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模すること、当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠

「オートバイおもちゃ」



公知の意匠

「自動二輪車」



【容易に創作できたものとはいえない具体例】

以下の「自動車おもちゃ」は、当業者にとって商慣行上通常なされる程度の変形を超えているため、この意匠は、容易に創作できたものとはいえない。



4．意3条1項（新規性）と意3条2項（創作容易性）の適用関係

意3条2項は、条文で「（意3条1項各号に掲げるものを除く。）」として
いることから、出願の意匠が、ある公知の意匠に対して、意3条1項各号に規
定する意匠に該当しない場合に限り、意3条2項を適用する。